

2026年度 札幌市立羊丘中学校いじめ防止基本方針

I 基本のおさえ 札幌市・札幌市教育委員会（最終改定 令和元年6月）より

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

2. いじめについての基本的理解

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合や、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいた場合などにおいて、当該児童生徒がそのことを知らずにいたとしても、いじめる行為を行った児童生徒に対して教育的指導が適切に行われるべきである。

◆具体的ないじめの態様

- (1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (5) 金品をたかられる
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (8) パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

II いじめ防止に関する対策

いじめ問題に取り組むにあたっては、「未然防止」と「早期発見」が重要となり、認知した場合は、「早期対応」・「早期解決」・「再発防止」にむけ取り組み、家庭や関係機関との連携を大切にする。

1. いじめの未然防止

学校は、人権尊重の精神に基づいた活動を展開し、生徒たちの主体的ないじめ防止活動を支援し、子どもたちに自浄力をつけさせることが大切である。

- ・道徳観や規範意識の教育を通じて、「いのちの大切さ」「他者を思いやる心」を育てる。
- ・自分のこととして考え、自ら行動できる集団を育てる。
- ・自己有用感が得られるように生徒達に活躍の場面がある環境をつくる。「居場所づくり」「絆づくり」
- ・生徒のストレスの順位は、①友人関係に関する事 ②学習に関する事であることから、学校で過ごす中で1番長い授業が、ストレスにならないように授業改善に努める。
- ・常に危機感をもち、取り組みを定期的に検証する。
- ・地域や関係機関と密に情報交換を行い、連携を深める。
- ・自己有用感の育成のために、他者との関わりを強くさせる「充実した集団体験」を提供する。
- ・スクールカウンセラーなどの専門家の助言を参考にし、個に応じた指導を行う。
- ・悩みやいじめに関するアンケート調査用紙等は、小学校から中学校に用紙そのものを引き継ぎ、定められた期間保管する。また、生徒の進級・進学・転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげる。

<取組例>

○話を重視した授業の推進

- ・少人数グループや学級全体での話を適宜取り入れる。
- ・授業規律（他の発言の聴き方、発表の仕方など）を育む。

○いじめに向かわない態度の育成

- ・生徒会活動において、いじめ防止の標語を募集するなど、いじめを許さない環境づくりに向けた取組を行う。
- ・特別の教科道徳の授業を要として、いじめの防止に向けた指導内容をプログラム化する。

2. いじめの早期発見

いじめは大人の目に届きにくいところで発生しており、学校組織として早期発見に取り組む。

- ・いじめを早期発見するために、生徒に対して定期的ないじめアンケートを実施する。
- ・いじめられている恐れのある生徒に対して、教育相談や懇談時に学級担任等による聞き取りを実施する。
- ・子どもの表情や些細な変化に気づき、いじめによるものか事実確認を行う。
- ・保護者からの苦情や情報の提供には、誠実に向き合い、早期に対応を図る。

<取組例>

○校内のパソコンネットワークの活用（「情報ステーション」の取組）

- ・各教職員が得た情報（気になる行為、噂等）を記入し指導担当者に提出する。担当者が毎朝、教職員専用パソコンの掲示板に掲載する。

○学校独自アンケートの実施

- ・学校独自にいじめのアンケートを実施し、校内のいじめの実態を把握する。(6月、2月)
- ・「心の健康観察アプリ」を活用し生徒理解、情報収集を行う。

3. いじめの早期解決

いじめ問題が生じた時には、事実確認に基づき早期に関係する子どもや保護者が納得できる解決を目指す。

- (1) いじめられている子どもの立場に立って詳しい事実確認を行う。
- (2) いじめられた子どもを最後まで守りきり、話した内容の秘密を保持することを約束するなどして、知らせてくれた子どもに安心感を与えるように配慮する。
- (3) 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている子どもの心身及び財産等に対する被害に迅速に対処する。
- (4) インターネットを通じて行われるいじめに関しては、情報が広範囲に広がるため、より迅速な対応に心がける。
- (5) いじめを行った子どもに対しては、許される行為でないことを毅然と指導する。要因を探りその子どもと保護者にいじめを繰り返さないよう助言と支援を行う。
- (6) いじめが解消しても保護者と継続的な連絡をとる。
- (7) 学校での悩みの解決を図る上でもスクールカウンセラーを活用する。

<取組例>

○迅速かつ組織的な対処の実施

- ・からかいなどがあれば、その場で必ず指導する。
- ・些細なことでも過小評価せず、最低3名の教職員に相談する。
- ・学級担任などが抱え込むことなく、組織でいじめの疑いのある情報や指導方針等を共有して対応する。

Ⅲ いじめ防止対策委員会

1. 「いじめ防止対策委員会」の構成員等について

- (1) 組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下、行う。
- (2) 構成員については、管理職、主幹教諭、生徒指導担当教諭、教務主任、学年主任、生徒会部長、養護教諭、スクールカウンセラー、その他関係の教職員を必須とし、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーや弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの外部専門家等や地域の関係者などとする。
- (3) いじめの疑いを把握した場合は、「いじめ防止対策委員会」で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。その場合、定例の会議で再度確認する。
- (4) 校長が不在時の場合、教頭、主幹教諭等が校長に報告し決裁を得る。
- (5) 構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求める。

2. 「いじめ防止対策委員会」の会議について

- (1) 「いじめ防止対策委員会」の開催予定日を「生徒指導年間計画」に位置付け、定例の会議を月に1回開催する。
- (2) 毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- (3) 生活アンケートやいじめアンケート実施後に、「いじめ防止対策委員会」を開催し、アンケート結果や面談等の内容について検討する。
- (4) 「いじめ防止対策委員会」の会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。

3. いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組について

- (1) 「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、学級担任などの個人に委ねず、「いじめ防止対策委員会」で判断することを徹底する。
- (2) いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- (3) いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、「いじめ防止対策委員会」において行う。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、「いじめ防止対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

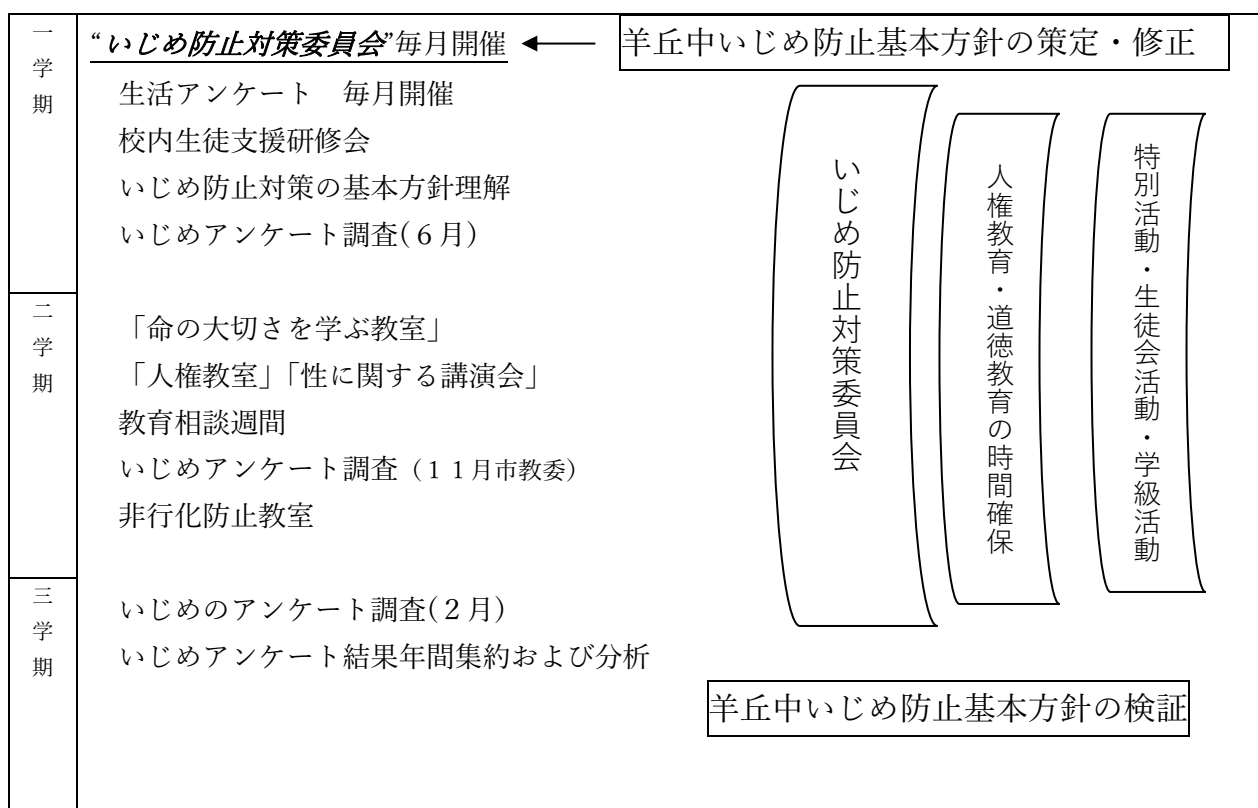
【国のいじめの防止等のための基本的な方針（最終改定平成29年3月14日）P30～31】

- (4) 複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、「いじめ防止対策委員会」において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、生徒ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。

4. 緊急時の対応について

- (1) 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。
- (2) 教育委員会は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて学校と連携して対応に当たる。

IV いじめ防止対策年間計画



※ 年度の始めには、「HP」で羊丘中いじめ防止対策方針を保護者に伝える。

※ 学校以外の相談窓口の周知

- 札幌市教育センター教育相談室 (671-3210)
- 札幌市教育委員会少年相談室 (0120-127-830)
- 札幌市児童福祉総合センター (622-8630)
- 子どもアシストセンター (0120-663-783)

V いじめに対する措置

1. 初期対応

すぐに止めさせることが最優先。生徒や保護者、地域からいじめに関する相談があった際は、丁寧に話を聞き、迅速に事実関係を把握する。

2. 組織対応

学級担任が抱え込まないよう教員間の情報交換を密にする。また、普段から生徒の近くに居ることで、生徒の些細な変化を感じたなら“いじめ防止対策委員会”に報告する。重大事態に関わる場合は、“いじめ防止対策委員会”が中心となり対応する。また、必要に応じて警察に躊躇なく連絡相談する。

3. ネット関係のいじめ

分からない中、進行するが多い。したがって、未然防止が重要である。なお、ネット上の不適切な書き込みについては、警察に連絡、相談及び削除依頼を行う。

4. 重大事態

学校で重大事態と判断されたいじめは、すぐに教育委員会に報告し、調査機関を設立させる。

(具体的な措置については次頁VIを参照)

VI 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態とは

①児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

具体的には次の様なケースなどが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。また、被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生時の対応

①重大事態発生時の報告

- ・速やかな市教委への報告

②調査主体の判断

③詳細な事実関係等の調査の実施

- ・調査にあたっては、当該家庭に対して、丁寧な説明を行う。
- ・犯罪行為として取り扱われるべき等が明らかな場合は、警察と連携を行う。

④以下の場合には、第三者委員会を立ち上げることとする。

- ・対象生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる場合
- ・対象生徒と関係生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい場合
- ・これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている場合

⑤実効性のある再発防止策の検討

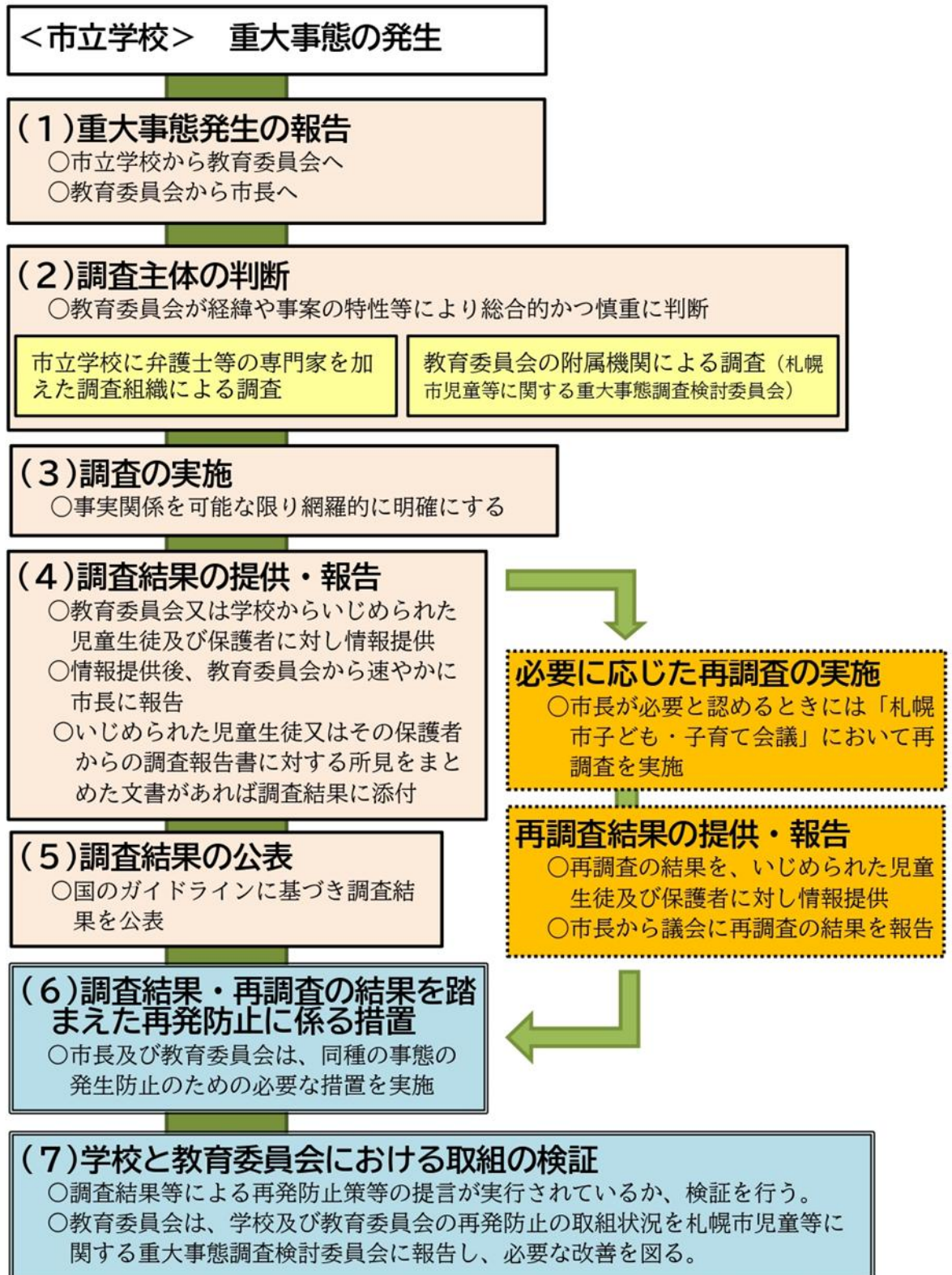
⑥調査結果の提供・報告

⑦調査結果の公表

⑧調査結果・再調査の結果を踏まえた措置

⑨学校と教育委員会における取組の検証

いじめ防止対策推進法における重大事態発生後の対応フロー

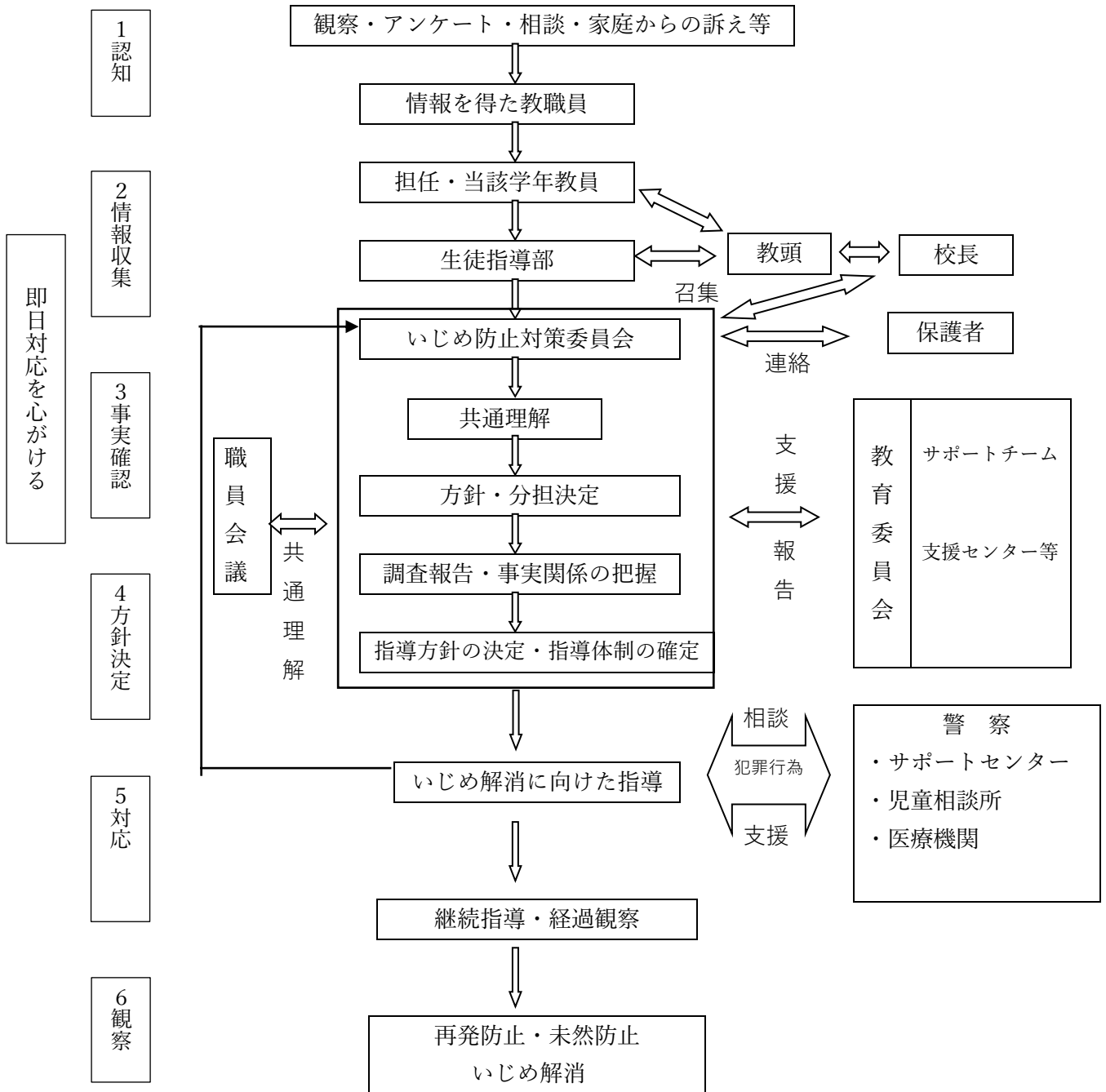


「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」より

VII 資料 いじめ防止対策推進法に定める組織

地方公共団体	いじめ問題対策連絡協議会	地方公共団体は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ対策連絡会を置くことができる。(14条①)
	教育委員会の附属機関	教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。(14条③)
学校	いじめ防止等の対策のための組織(必置義務)	学校は当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。(第22条)
重大事態発生時	学校または委員会の置く調査組織(必置義務)	<p>学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。(第28条)</p> <p>① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重要な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p>
	附属機関 札幌市長	報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。(第30条②、第31条②)

【いじめが認知された場合の組織対応図】



いじめを認知した場合は、一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応すること。校長がいじめ防止対策委員会を開催し、今後の指導方針を決めて組織的に取り組むことが重要である。

子どものいじめのサインチェック表

年 組 番 名前

- この「サインチェック表」は、保護者が活用するものです。下記の項目は、子どもの様子の中で、いじめが疑われるケースをあげてみました。
- 「×の数が少ないから大丈夫」のようなとらえ方は危険です。小さなことでも、大切なサインとして記入しましょう。
- 子どもから聞き取る時には、子どもが「応えやすい」「話しやすい」聞き方をしてあげましょう

※ ○…今のところ大丈夫 △…ごくまれにある ×…最近感じる

×は必ず気になる様子を学校に伝えましょう

項 目	○△×
1. 以前と比べ学校のことを話さなくなった。	
2. 朝から体調不良を訴え、登校をしぶるようになった。	
3. 擦り傷やあざが多くなり、それらを隠すようになった。	
4. 家族との関わりを避ける。部屋にこもる。	
5. 学用品をなくしたり、壊れることが増えている。	
6. 教科書やノートに落書きがあったり、破れていたりする。	
7. 衣類が破れていたり、汚れていることが増えた。	
8. 食欲がなくなった。	
9. 言葉遣いが乱暴になった。	
10. お金を必要以上に欲しがる。	
11. 友人からの電話で、あわてて外出することが増えた。	
12. ケイタイ、スマホを頻繁に気にするようになった。	
13. 転校したいと言うようになった。	
14. 家で買い与えたもの以外のものを持っている。	
15. 家で与えた以上のお金を持っている。	
お子様の普段の様子で気になることがありましたらご記入ください。	

※提出するときは、保護者が直接お持ちいただいても結構です。気になることがあれば、どんな些細なことでも、お知らせください。

警察と連携した「いじめ問題」への対応

札幌市教育委員会 令和5年(2023年)4月

学校で犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した際の対応について、お知らせします。

各学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

学校で、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

警察と連携したいじめ問題への対応について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

[参考]いじめ防止対策推進法 第23条第6項 ～いじめに対する措置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

□ 教育委員会または学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	具体例
暴行 (刑法第208条)	○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。
傷害 (刑法第204条)	○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。
強制わいせつ (刑法第176条)	○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
恐喝 (刑法第249条)	○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃盗 (刑法第235条)	○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。
器物損壊等 (刑法第261号)	○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。
強要 (刑法第223条)	○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
脅迫 (刑法第222条)	○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。

名誉毀損、侮辱 <small>(刑法第 230 条) (刑法第 231 条)</small>	○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。
該当し得る犯罪	具体例
自殺関与 <small>(刑法第 202 条)</small>	○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
児童ポルノ提供等 <small>(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条)</small>	○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
私事性的画像記録提供 <small>(リベンジポルノ)</small> <small>(私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)</small>	○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

□ 学校での被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導等

学校は、警察に相談・通報した後も、次のとおり、児童生徒に必要な支援や指導を行います。

被害児童生徒への支援	加害児童生徒への指導・支援
○被害を受けた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識の下、児童生徒に寄り添える体制を構築します。 ○スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行います。 ○児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。	○いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる指導・対応を行います。 ○特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行います。

[家庭との連携について]

- 学校は、被害・加害の双方の保護者に、いじめの事実や本校での支援・指導などについて、丁寧に説明します。
- 特に、SNSやオンラインゲーム等のインターネット上でのいじめについては、スマートフォン等の契約者である保護者の協力が必要です。

- 札幌市立羊丘中学校のいじめ問題に関する相談窓口は、いじめ対策組織担当の大川教諭です。また、担当者他、学級担任や相談しやすい教職員にも、遠慮せずご相談ください。
 - 学校は、いじめに関する相談は、全て「いじめ防止対策委員会」で情報共有し、速やかに対応します。
- 連絡先 851-9352